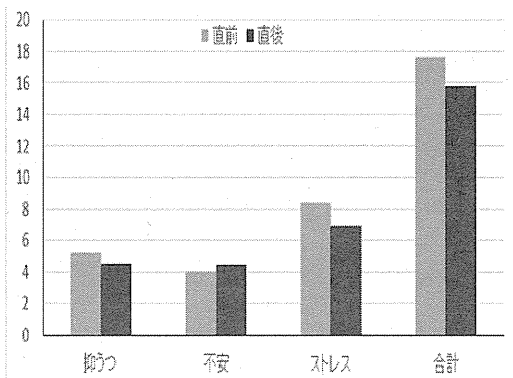


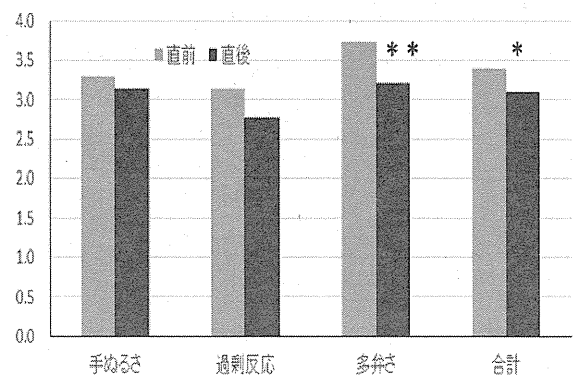
注1) 児の短所(困難性)は、情緒問題、行動問題、過剰活発、交友問題の4つの下位項目で示され、この4つの問題の合計を困難合計とした。これらは値の減少が改善を意味する。子どもの長所は社交性で示され、社交性の値の上昇が改善を意味する。

図2. 子どもの長所短所調査票 (SDQ: Strengths and Difficulties Questionnaire)



3つの下位項目は値の低下が改善を示す。

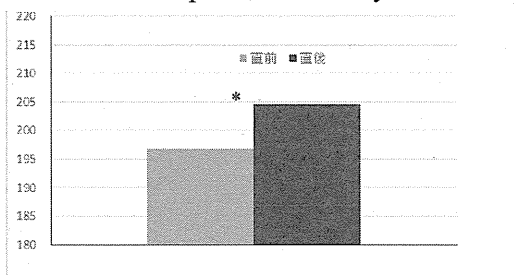
図3. 抑うつ不安ストレススケール (DASS: Depression Anxiety Stress Scale)



3つの下位項目は値の低下が改善を示す。

図4. 子育てスタイル (PS: Parenting Scale)

\*\* P<0.01    \*P<0.05



値の上昇が改善を示す。\*p<0.05

図5. 子育てに関する自信の程度 (PSBC: Problem Setting and Behaviour Checklist)

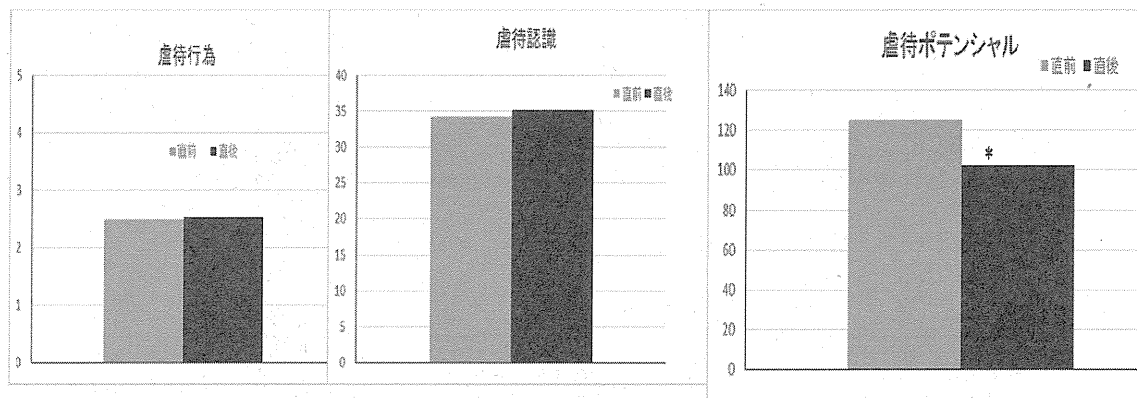


図 6 (左) 虐待行為 JM17  
親（本研究で施設職員）の児童に対する 17 の行為。8 点以上が虐待傾向。

図 7 (中) 虐待認識 CA38  
38 の行為についての認識。

図 8 (右) 虐待ポテンシャル JCAP77  
77 項目についての行為を行う可能性。159 点以上虐待傾向。

表1. プログラムの満足度

得点は7点満点中の値

質問内容	得点
今回、あなたとあなたの子どもが受けたサービスの質はどのようでしたか？	6.1
あなたはプログラムから期待していた援助を得ましたか？	6.5
あなたの子どもに必要なことにこのプログラムはどの程度合っていましたか？	5.3
あなたに必要なことにこのプログラムはどの程度合っていましたか？	5.3
あなたとあなたの子どもがこのプログラムから受けた援助にどのくらい満足しましたか？	5.6
あなたの子どもの行動をより効果的に扱うのにこのプログラムは役立ちましたか？	5.9
あなたのご家族に生じた問題をより効果的に扱うのにこのプログラムは役立ちましたか？	5.5
プログラムにより、あなたとあなたのパートナーとの関係は改善されたと思いますか？	4.5
全体的にみて、あなたは今回受けたプログラムにどの程度満足していますか？	6.3
もしもう一度援助が必要になったとき、またトリプルPを受けますか？	5.9
あなたの家族の他のメンバーに対し、プログラムのスキルを応用することができましたか？	4.9
あなたの判断で、今あなたの子どもの行動についてどのように思いますか？	5.0
あなたの子どもの進歩・成長(変化)について、現時点であなたはどのように感じていますか？	4.9

表2. 17の育児スキルの使用頻度

得点は7点満点中の値

17のスキル	得点
子どもと良質な時を共有する	6.2
子どもと話す	6.2
愛情を表現する	6.1
子どもを(描写的に)ほめる	6.4
子どもに注目している気持ちを伝える	6.2
一生懸命になれる活動を与える	6.1
よい手本を示す	6.1
適時を利用して教える	6.2
アスク、セイ、ドウ	6.2
行動チェック	6.1
基本ルール	6.0
会話による指導	6.1
計画的な無視	5.9
はっきりした穏やかな指示	6.1
理にかなった結果	5.9
クワイエットタイム	5.4
タイムアウト	5.5

平成26年3月

## 児童相談所における保護者支援のための プログラム活用ハンドブック

平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金  
(政策科学総合研究事業)

「児童虐待事例の家族再統合等にあたっての  
親支援プログラムの開発と運用に関する研究」  
(H24-政策-一般-003)

6月中旬より国立保健医療科学院HP(<http://www.niph.go.jp>)よりダウンロード  
することができます。

# 目次

はじめに	2
<b>I. 総論： 保護者支援におけるプログラムの活用</b>	
児童相談所の取り組みの流れと家族支援	5
児童虐待における保護者支援を考える (1)	10
児童虐待における保護者支援を考える (2)	17
プログラム活用の道筋と体制づくり	24
コラム	
児童虐待における、支援者-保護者間の関係性形成と プログラムの個別化について	28
<b>II. 各論： 各プログラムの活用 —課題と工夫の現状—</b>	
はじめに	35
各プログラムの特徴と運用上の工夫	
SoS	39
FGC	44
コラム:	
ファミリーグループ・カンファレンスの可能性	49
CSP	51
精研式ペアレントトレーニング	55
CRC	58
トリプルP	61
My Tree	64
PCIT	67
CARE	71
AF-CBT、TF-CBT	74
おわりに	83

## はじめに

児童相談所の子ども虐待事例に関しての保護者支援は、厚生労働省による子ども虐待対応の手引きによって児童相談所の業務の一環として位置づけられている。受理、援助方針決定、保護、措置等の業務に追われ負担が大きいなかで、保護者支援にどのように取り組んでゆくかについて、それぞれの児童相談所の努力が重ねられている。

保護者支援に当たっては、担当児童福祉司が中心となっていく場合や、家族支援のための部署が設けられている場合など、児童相談所によって状況が異なる。家族支援にあたっては、コモンセンスペアレンティングなど、すでに開発されているプログラムを活用する場合もある。これらは、先進的な児童相談所で取り入れられてより、国内で広がりがみられている。

このハンドブックは、すでにこういったプログラムを取り入れて活用されている児童相談所から得られた情報をもとに、取り入れて行った経験や、活用の経験から、運用にあたって、どのように工夫してゆくとより効果的であるかなどについて、情報提供してゆこうとするものである。

「プログラム」という用語に関して、定義に混乱が起こるかもしれない懸念がある。すでに家族支援の取り組みが確立している児童相談所においては、引取りを含めて、親子関係を再構築してゆく工程全体を「家族支援プログラム」「再統合プログラム」と呼んでいる場合が多いように思う。

こういった全体の工程を「プログラム」と呼んでいる児童相談所もあるので、それに組み合わせてゆく個々のツールは、「プログラム」以外の名称で呼ぶほうが適切であるという考え方もある。本ハンドブックでは、紛らわしいきらいもあるが、組み合わせてゆく個々のツールの方を「プログラム」と呼ばせていただくことをお許し願いたい。

本ハンドブックでは、こういった「全体の工程」に組み合わせてゆく個々の「プログラム」の内容について、詳しい解説を行うわけではない。内容に関しては、むしろ参考資料をご紹介することとし、そういった運用をしてゆく上で、児童相談所がどのような困難を感じ、どのような工夫をしているのかという、実際の運用に関して、参考にできるものにしようと試みた。

本ハンドブックで用いる「再統合」という用語についても異なる意味で用いられることがある。すなわち、親子関係を再構築するという広い意味合いで用いられることと、分離事例が家庭復帰するという狭い意味合いで用いられることとの両方がある。本ハンドブックでは、「再統合」を前者の概念で捉える。従

って、家庭復帰が展望できない事例や在宅の事例についても対象として捉えている。

社会福祉分野の議論においては、「ケースワーク」があまり使われなくなり、「ソーシャルワーク」へ表現が移行してきている。一方現場では、個別援助の意味あい「ケースワーク」が使われる場合が多い。こういった経緯から、本ハンドブックでは、前後の文脈に応じて、「ソーシャルワーク」と「ケースワーク」の両方の表現が用いられている。

児童相談所が任意の相談への支援を主流としていた時代があったところへ、介入的支援により子どもの保護を行うようになったことから、介入と支援という相反する二つの機能を持つようになってきているところも、家族支援を考えてゆくうえで重要な留意点となっている。その点に関して、本ハンドブックでは保護者支援を考えてゆく上で参考になる専門家の考え方をお示しした。なるほどと強く共感される一方で、そのようなレベルまで意識がついて行かないという実感を持たれることがあるかもしれない。経験を積み考え進めた結果、持つに至った見解として触れていただくことで、今後の支援の見通しを立てるヒントになるのではないかと考える。

また、本ハンドブックの総論部分では、サインズオブセーフティの考え方を基本としてソーシャルワークの有り方が述べられている。サインズオブセーフティは、支援の枠組み全体に関する考え方であり、保護者支援の工程に組み込まれる個々の「プログラム」とは異なった意味合いの存在なので、総論の中で記載した次第である。

児童相談所で保護者支援プログラムを実施してゆく上の実際に起こってくる問題に直面した時、何かお役にたてる参考となればとねがいつつ、このハンドブックをお届けしたい。

## I. 総論：保護者支援におけるプログラムの活用



## 児童相談所の取組みの流れと家族支援

児童相談所では虐待相談を受理した後、必要に応じて一時保護を実施するなどして家族状況をアセスメントし、援助方針を決定する。施設入所または里親等委託となった場合は、その後に家族再統合のための取組みを始める。家庭復帰が困難と判断される場合にも、家族との関係修復や、子どもが自立に向けて生き立ちや家族との関係を整理するという意味での家族再統合に取り組むこととなる。一方、在宅での生活が可能な場合には、地域の関係機関と連携して、家族関係を修復するための支援を実施する。これもまた家族再統合の取組みの一環と言える。

以下では、児童相談所の取組みの流れとそれぞれの局面における支援の留意点を簡略に記載し、家族再統合の取組みにおける保護者支援プログラム活用の参考としたい。(なお、詳細は「子ども虐待対応の手引き」<sup>1</sup>を参照。)

### 1. 受理・調査

虐待通告を受けた場合や市区町村から送致等を受けた際に、児童相談所はただちに緊急受理会議を開催して調査の方針を検討する。調査の要点は、子どもの安全・安心が守られているかどうかにある。子どもの安全・安心が危険な状態であると判断される場合には迅速に一時保護を実施する。一時保護にあたって子どもと保護者の同意は要件とはならない。

虐待相談は保護者に相談への動機付けがなく、一般の相談援助活動のような信頼関係に基づく援助を実施することに困難を伴う。実際、子どもの安全・安心に関しては保護者に対して妥協することが許されない。それでも保護者と児童相談所が子どもの安全・安心を共働で実現するものとしての相談関係を形成できるように、調査の当初から関係構築に努めることが求められ、児童相談所は困難な作業を遂行することとなる。

### 2. アセスメントとプランニング

関係機関からの情報収集や児童相談所内多職種との協働により、子どもと家族の状況を正確にアセスメントする。子どもと家族が現在に至

---

<sup>1</sup> 「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

る生活歴、生育歴はどうだったのか、どこにリスクがあり、またどのような支援が必要なのか（ニーズ）、さらに子どもと家族が有している強み（ストレングス）はどこにあるのか、子どもと家族をサポートできるのは誰かといった諸点をアセスメントする。地域の関係機関と検討する場合は、共有のアセスメントシートに基づいて協働して行う。

児童相談所が介入したために家族と対立して、そのため十分な聴き取りが行えない場合もあるが、できる限り多角的に情報を集める。また子どもや家族に対して児童相談所の見方を伝えながら共に考えていくことを働きかける。子どもの安全と安心に関して懸念を持っている点をわかりやすく正確に家族に告知することもあわせて重要である。

以上のアセスメントのもとに、児童相談所としての援助方針をたてる。援助方針については、その理由を含めて子どもと家族に丁寧に説明し、子どもと家族の参画のもとで検討できるように努める。その際には、子どもと家族の状況を改善するために取り得る支援について、地域サービスの活用、地域関係機関による援助、子どもや保護者に対する医療やカウンセリング、親子グループや親グループ等への参加（父親グループ、父親塾等を含む）、ペアレンティングの導入など、多様な手法を組み合わせる計画をたてる。子どもや保護者をプログラムへ促す場合には、十分なソーシャルワークにより子どもや保護者の思いを聴き取り、当事者が必要性を認識できるように支援することが求められる。

以上の取組みにより、子どもと家族、あるいは地域関係機関の理解の基に、子どもと家族を中心とした地域関係機関協働の支援ネットワークを構築していくことが必要である。

### 3. 施設入所・里親等委託後の支援

施設入所・里親等委託にあたり、児童相談所は短期及び中長期の援助方針を策定する。その中には家族再統合に向けての見通しと支援方法が含まれる。援助方針については、入所又は委託前後に施設又は里親等と十分に協議して、自立支援計画に結実させることとなる。

施設入所・里親等委託後の支援については、子どもへの支援、保護者への支援、子どもと保護者の関係性への支援、保護者以外の家族・親族への支援に分けられる。それぞれが抱える課題を整理して目標を提示し、子どもと家族と共有すると共に、児童福祉施設や里親と児童相談所とが十分協議の上で連携して支援する。児童相談所と保護者が対立的な関係にある場合にも、児童福祉施設の職員や里親等が保護者

と良好な関係を構築することで、家族支援が進むこともある。

施設入所・里親等委託後も子どもと家族の状況の変化を見守りながら、児童福祉施設や里親等と十分な情報共有をした上で、アセスメントを継続する。その結果、支援計画を見直す必要も出てくる。保護者支援プログラムを実施する際には、関係者の協議と了解の上で導入することとなる。

#### 4. 段階的親子交流

家庭復帰が可能と判断された場合、あるいは家庭復帰にはつながらなくても子どもと保護者との交流が可能と判断された場合に、親子交流の計画が検討される。子ども・保護者の意向を十分に聴き、児童福祉施設や里親の判断を十分に尊重した協議を経たうえで児童相談所が慎重に判断することとなる。

ほとんどの事例では、段階的な親子交流が実施されている。その経過は、まず児童相談所職員あるいは児童福祉施設職員の同席による面会から始め、同席なしでの面会、近隣への短時間の外出、一日かけた外出、短期間の自宅外泊（施設内宿泊や自宅外への外泊を行う場合もある）、長期間の外泊と順を追って慎重に進めていく。その過程では、交流後の子どもと保護者の様子を児童福祉施設において子細に観察し、また児童相談所が状況を十分に把握して、その都度交流の適否をアセスメントすることが重要である。場合によっては、交流の進度を戻すことや交流の中止を検討しなければならない。

施設入所・里親等委託中の保護者指導のためには児童福祉司指導をとることが有効である。段階的親子交流を次の段階に進める際には、担当者個人の判断によるのではなく、児童相談所の援助方針会議等で組織的に点検して判断しなければならない。

#### 5. 家庭復帰にあたっての支援

家庭復帰を判断する際には、児童福祉司指導等の結果を十分踏まえて、児童相談所として慎重な検討の上で決定する。この場合、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」<sup>2</sup>または自治体で作成しているチェックリストなどのアセスメントツールに基づく判断が必須で

---

<sup>2</sup> 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別添の「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」の別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」

ある。この評価には、児童福祉施設の意見を十分に反映しなければならない。

また、家族再統合の取組みの過程では、地域の関係機関に子どもと家族の状況を伝え、家庭復帰後の支援の受け皿を準備しておくことが必要である。入所・委託中にも要保護児童対策地域協議会の進行管理会議で状況を伝え、外泊にあたっては地域の関係機関が情報を把握しておけるようにしておく。また家庭復帰前には要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、地域関係機関の理解を得るとともに支援の役割分担をしておくことが必須である。この場には入所中の児童福祉施設職員や里親等が参加することが必要である。

その際には、子どもと家族の状況について、地域の関係機関がどこに注視してアセスメントを継続する必要があるのか、どういう状況になれば連絡が必要なのか、情報連絡先はどこにするのかなど、支援に必要な情報を共有しておく。

なお、家族の転居先自治体で子どもを引き取る場合には、転居先自治体を管轄する児童相談所や地域関係機関との十分な協議が必要である。(詳しくは「子ども虐待対応の手引き」第10章5. 家庭復帰の際の支援、参照。)

家族や親族が主体となって家庭復帰後の生活について話し合う、ファミリーグループカンファレンスの取組みも模索されており、今後の実践の展開が期待される。

## 6. 家庭復帰後のケア及び在宅支援

家庭復帰後の生活の中では、子どもと家族の関係が必ずしも良好に推移するとは限らず、それまでに予想していなかったような問題が生じることもある。復帰後も継続して丁寧なアセスメントと支援が必要である。そのため、児童相談所は少なくとも6ヶ月間は児童福祉司指導等を取り、支援関係を継続しなければならない。これは最も順調に推移した場合の期間であり、事例によってはさらに長期にわたり支援が必要となる。

家庭での生活が始まった後も、施設入所・里親等委託中から継続した子どもと家族への支援が必要となる。施設等の職員が関係を維持して連絡をとることも必要である。児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問に拒否的となるなどの状況は、危険なサインととらえて再アセスメントを行い、支援方法を再検討するとともに一時保護が必要な場合には実施する。子どもには直接SOSを出せるような手段を伝えてお

くことも有効である。

家庭復帰後の生活が良好に推移した場合には、児童相談所の関わりを終了して市区町村に対応を引き継ぐこととなる。その場合には市区町村との十分な協議が必要である。市区町村に引き継いだ後でも、状況の変化により児童相談所があらためて介入する必要がある場合には、積極的に対応しなければならない。

以上に述べた諸点は、一時保護を解除して家庭引き取りとなる場合にも同様に留意すべきである。

最後に、施設入所・里親等委託の援助方針を採らず、在宅支援となった事例について述べる。こうした事例で児童福祉司指導等による支援が必要となる場合には、児童相談所が関与する理由と方法を丁寧に説明し、決定通知書に十分に記載して手渡すこととなる。

在宅支援中の家庭状況の変化には十分なアセスメントを実施して支援の見直しを行う。また、在宅での生活状況を改善するとともに子どもと保護者の関係を修復するためには、関係機関と連携した支援が必要であり、そのため要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議で情報共有と役割分担を図るとともに、進行管理会議で状況を共有するなど、協働した対応が必要である。

在宅支援中においても、状況に応じて保護者支援プログラムを活用した子どもと保護者の関係改善に取り組むことが有効である。

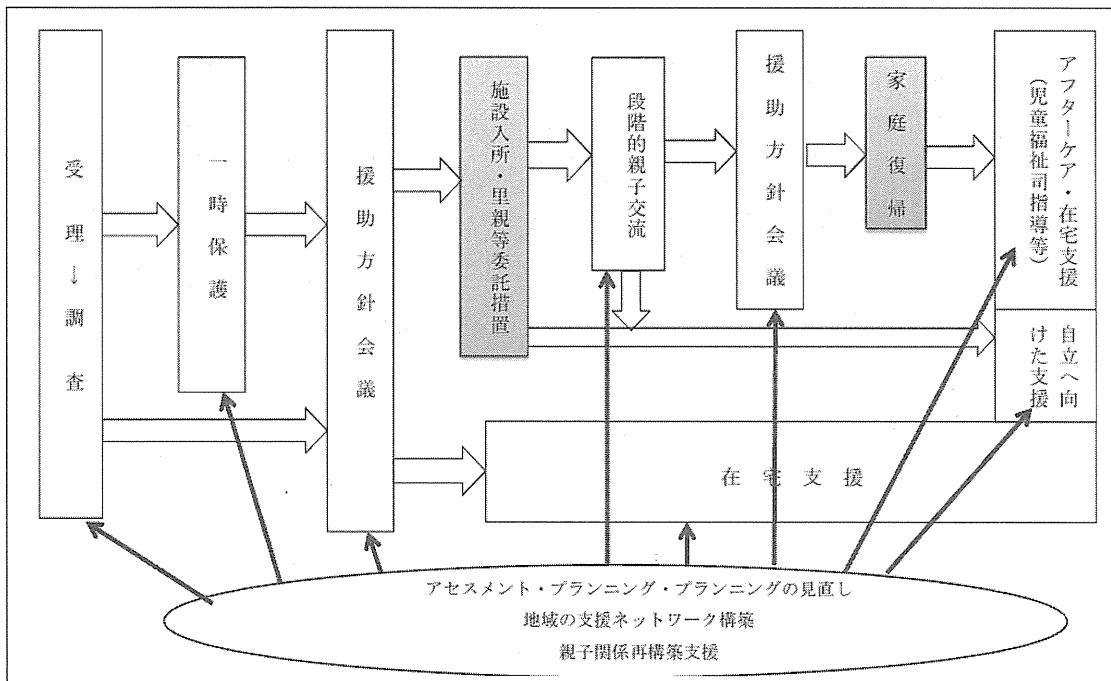


図 1：児童相談所の取組みの流れ図

## 虐待対応における保護者支援を考える（1）

### 1. 子どもの育ちを応援する

そもそも児童相談所は何を目的に業務をしているのであろうか。児童福祉法では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」（第1条）とし、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」（第2条）とされている。この児童福祉法の理念を具体的に実現することが児相に与えられたミッションである。

子どもは発達の過程で大人として社会生活を送るために必要な様々な知識や技能を適切に身につけていく必要がある(子どもの発達上のニーズ)。これらの習得のために社会は、さまざまなシステムを整備し、保護者による養育をサポートしている。大半の子ども達は、保育や幼稚園にはじまる養育・教育システムのサポートで大人になっていくことが可能である。しかし、何らかの要因によって習得がうまくいかない子ども達も存在するため、専門家による支援が準備されており、その中核的な役割を担ってきたのが児童相談所である。

### 2. 児相の支援

児童虐待が社会問題化する以前は、児童相談所がおこなう支援の大半は、保護者のニーズ(心配)から相談が始まり、診断を経て、子どもへは課題に対する直接的な支援と保護者には適切な関わりができるようサポートする形で、保護者の心配を解消してきた。これらの支援は、心理療法やソーシャルワークの中核をなす、受容・共感モデルによるものであり、同意・承諾が根底にあり、保護者と対立するような関係は想定されていない。伝統的に児相はこのクリニック的な支援を目指して専門性を磨いてきたのであるが、虐待対応では保護者に相談のニーズがなく、子どもの問題に置き換えて支援を行うことが子どもの安全を確保することにならない場合が多く、新たな支援モデルが必要となった。

海外の様々な取り組みが紹介される中で、適切な養育スキルの学習をテーマにしたペアレントトレーニングや児童虐待対応の現場の工夫をまとめ、構造化したサインズ・オブ・セイフティ(Signs of Safety) や枝分かれしたパートナーリング・フォー・セイフティ(Partnering for Safety)(以下、この二つの枠組みを SoS 等と略す)などが支援の方法として取り入れられるようになってきている。家庭復帰の必修条件としてペアレントトレーニングの受講を設定して保護者対応をしていたこともあったが、プログラム受講と子どもの安全がイコールとならな

い場合が多く、プログラムは道具として活用して、子どもの安全に焦点を当てた支援の枠組みとして SoS 等を取り入れ、虐待対応に取り組まれるようになってきている。

### 3. 支援者の立ち位置と方法論

繰り返しになるが、児童相談所の社会的使命は、子どもの権利擁護と発達保障にある。子どもの場合、将来、大人になった時に社会の構成員として生活していくために必要な知識や行動様式などを身につけていくことが必要であり、現在だけでなく、過去から未来にわたる子どもの生活と発達保障を視野に入れておく必要がある。したがって相談内容によって問題と対応方法が異なる場合はあるが、目指すところは子どものウェルビーイングの実現である。

この目標達成のためには保護者との協働が不可欠な要素である。しかし、虐待対応の場合、非審判的な受容では虐待行為を容認してしまうことになるため、部分受容になり、評価を示さなければならない場面も多くある。また、子どもの最善の利益を優先することから親権を制限することもあるわけで、保護者の役割を支援者が肩代わりすることも少なくない。

また、相談・治療（支援的関与）では、親子の利害は一体のものと考え、たとえ子どもが来談しなくても保護者に対する支援が間接的に子どもの発達保障につながると考えるのだが、虐待対応（介入的関与）では、保護者と子どもの利害は独立と考え、それぞれの課題を明らかにして適切な支援を講じていく必要がある。

このように、枠組みや方法論がかなり異なるところがあり、現場出身の研究者\*1らの報告や講義などをベースに加筆して整理したものを表1に示す。（現時点での整理であり、様々な意見があり、今後も検討を続けていく必要なものであることをお断りしておく）

表1

	虐待対応（介入的関与）	相談・治療（支援的関与）
目的	ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること 子どもが育ちの過程で獲得する必要がある価値観や物の捉え方や行動の様式などを安全・安心に獲得していくことを保障する	
支援のための原則	子どもの安全・安心な生活を最優先し、法に定められた権限を行使していく（リスクマネジメント） 告知、聴取、丁寧な説明による理解と協力を求める努力はするが、義務権限の執行において同意・承諾は必須とならない。不作為(権限の不行使)をとがめられる	ニードをスタートラインとして、クライアントのペースに合わせ、受容、傾聴、同意、承諾を原則としてサポートしていく
対象者	介入された家族	自発的なクライアント(親)
ゴール	支援機関によって定義	クライアントによる定義
アセスメント	第三者への調査を含む客観的情報に基づくアセスメント	クライアントから提供される主観的情報に基づくアセスメント
守秘	要保護児童対策地域協議会(法定協議会)における情報共有が可能 秘密：秘密は虐待と仲良し…だからオープンに	承諾なしに連携や情報共有などはできない 秘密：秘密は安心の場の提供…良好な関係の証(あかし)
親権	明らかな親権への制限・制止を含む対応 親権に対して根拠をもって権限介入する義務	親権を当事者の権利として上位に置く 親権者の意に反する対応は原則的に不可
親子関係	親子の利害は独立と考え、時に利益相反も想定し、子の安全と最善の利益の保障が最優先 子の安全のためには理由を示して親の抵抗排除	親子の利害は一体的な価値として考える 親との良き相談関係が子に利益をもたらす
専門職の役割	社会的統制と影響力をうまく行使するコーディネータ。ジョイニングと傾聴などの基礎的な技術+解決思考の面接技術+SoS等のフレームワーク	クライアントが欲するものに焦点を合わせる促進者。治療構造論に基づく療法・ソーシャルワークの技術

#### 4. アセスメント…育ちのリスクと支援の関係を明らかに

効果的な支援を行っていくためには、現在の子どもの状態、子どもへのかかわり方、生活の状況などの情報を集め、その関係性を明らかにしていくアセス



メントが必要である。アセスメントを実施していくうえで、どのような項目に注目すればいいのかを端的に示してくれるのがコモン・アセスメント・フレームワーク（CAF:Common Assessment Framework）である。これは、英国において複合的課題があり、支援を必要とする子どもたちについての総合的なアセスメントを行い、支援に関わる機関と家族が共有することで、効果的・効率的な支援を行うために国家的なレベルで取り組まれているものである。図2は、日本で紹介されている文献や報告書をもとに虐待対応を考えるために筆者が加工したものである。

大まかに整理すると「子どもの状態像」「養育力」「家庭・環境要因」の3つの領域に分けられる。現在の子どもの育ちに関する課題について、これらの領域の要素がどのように関連しているのかを明らかにし、課題解決のために何が必要なかを考えていくことになる。

#### ①子どもの状態像

面接や心理検査、行動観察、関係機関への調査などから、現在の身体、知的能力、情緒、自己イメージ、セルフケアスキル、ソーシャルスキルなどの発達状況を明らかにする。次に現在の子どもの状態から保護者の養育能力や家庭・環境要因の影響を推測し、どのような育ちをしてきたのかの仮説を立て、健全な発達を促すためにどのような関わりが必要なかを検討することになる。

#### ②養育力

養育力とは、子どもが健全に育っていくために必要な関わり方のことであり、安全と安心を保障する基本的なケア、情緒的な暖かさと安定性、指導・励まし・しつけなどに大別できる。

##### ア) 安全と安心を保障する基本的ケア

子どもの生理的欲求を充足する関わりの中で、衣食住、健康のための配慮、危険や危害から守られるよう配慮することなどである。

##### イ) 情緒的な暖かさと安定性

子どもの情緒的な欲求が満たされるよう受容的に接し、自尊感情を持てるよう、子どもを認めたり、励ましたり、褒めたりする安定したかかわりを持つことである。

##### ウ) 指導・激励・しつけ

適切な刺激を与え、子どもが自らの感情をコントロールでき、社会生活を適応的に送っていくための価値観や行動原理を身につけられるよう指導していくことである。

これらについて、保護者面接、関係者への調査などによって明らかにし、子どもの状態像と関連付けて評価をする必要がある。

### ③家庭・環境要因

生活の土台となる住環境、家庭の経済活動を支える収入や就労、地域社会と家庭のかかわり、援助者との関係などのこと

であり、客観情報として得やすい要因である。この家庭・環境要因は、具体的な援助として分かりやすいものであるため、プランニングの中心にすえられがちであるが、子どもの状態の改善、育ちのサポートにどう役立っているのかという視点が大切になる。

子どもの育ちについてのアセスメントでは、問題にかかわる情報が集まるため、リスク中心の評価となりがちであるが、子どもの育ちに役立つかわりや、優れたかわりといったストレングスについての情報も収集し、SoS等の整理様式(鈴木浩之氏が後述)等によって包括的なアセスメントを行い、子ども・保護者・支援者のニーズをすり合わせて総合的な支援につながる評価とすることが必要である。

## 5. プログラムの役割と活用

本研究では、SoS 等のような対応のための枠組み(方法論)であったり、養育力を高めるためのペアレントトレーニングであったり、養育者自身の内的課題を解決するための方法などさまざまな取り組みが保護者支援のプログラムとして紹介されている。実際の虐待対応では SoS 等を土台として各種のプログラムを実施することになるのだが、それぞれのプログラムにはねらい目や方法に特徴があり、その特性を理解し、包括的なアセスメントにより、プログラム学習を含めた支援計画を立てていく必要がある。この支援計画やプログラム受講は、保護者自身が自らの変化や成長を求めて受講することによって最大限の効果を生じるものであり、育ちの安全の大切さを共有し、受講意欲の持続と学んだものを子どもの養育の中で使い、自分のものにしてもらえるような丁寧なサポートが必要になる。

何か一つのプログラムに取り組んでもらうだけでは、効果は限定的で、それ

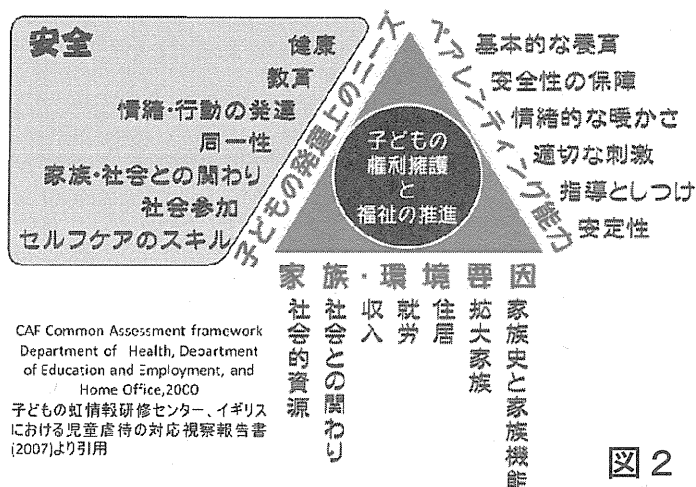


図 2

が汎化して子どもの育ちの安全を保障していくには時間がかかってしまう場合が多い。その間も保護者による不適切なかかわりは続くことになり、子どもは好ましくない体験によって社会不適応的な価値観やスキルを身につけ、生きにくい生活を送ることになってしまうことになるため、子どもへの支援も並行して行っていく必要がある。

## 6. リスクマネジメント

保護者支援について述べてきたわけではあるが、あくまで虐待対応は子どもの発達上のニーズの充足を妨げ、歪めてしまう不適切なかかわりを如何にブロックし、子どもの安全・安心な育ちをどう保障していくのかというリスクマネジメントであり、保護者の成長・変化が主たる目的ではない。

もちろん、子どもの育ちの安全を確保する支援は、家族の生活のクオリティを高める支援であり、介入によって傷ついた保護者の自信や自尊心の回復にもつながる。そのため、継続的な支援が保護者のニーズを引き出し、自発的变化を引き出していくと、支援者の意識が支援的関与のような同意・承諾を必要とする関係に移行し、保護者の治療が目的の支援になってしまう可能性がある。保護者と対立して支援関係が切れてしまうことを危惧して、子どもの安全を脅かすような事態を過小評価することがないよう、常にボトムラインを意識し、面接でも口にすることが大切になる。

最後に本節は、現時点での考えであり、児童相談所の取り組みの考え方は変化していくものであり、読者ご自身が業務の刺激として受け止め、工夫を重ねていってほしいと考える。

\*1 山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所):日本子ども虐待防止学会、松本大会のシンポジウム、安部計彦(西南学院大学):子どもの虹情報研修センター研修など

## 参考文献

- ・イギリス保健省・内務省・教育雇用省(松本伊智朗、屋代通子訳)、「子どもの保護のためのワーキング・トゥギャザー 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン」、医学書院、2002
- ・川崎二三彦他、「イギリスにおける児童虐待の対応視察報告書」、子どもの虹情報研修センター、2007
- ・内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、「英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書」、2009
- ・井上直美・井上薫編「子ども虐待防止のための家族支援ガイド」-サイнс・オブ・セ

- イフティ・アプローチ入門- 明石書店 2008
- ・山本恒雄他「児童相談所等における保護者支援の在り方に関する実証的研究」  
厚生労働科学研究 2010
  - ・宮井研治編「子ども・家族支援に役立つ面接の技とコツ」 明石書店 2012
  - ・山本恒雄「児童相談所における保護者支援の現状と今後の課題について」子ども  
の虐待とネグレクト 15 卷 3 号、岩崎学術出版 2013
  - ・大島剛他「発達相談と新版 K 式発達検査」明石書店 2013